貞丈雜記

三之上

ワ 3
6592
5

門 ク 3
號 6592
巻 5

昭和十九年四月
三日於玄黄社
二十三律五六氏
寄贈

貞丈雜記巻之三

小袖之部目録

一小袖と云事
一あり筋之事
一紅格子之事
一紅梅之事
一紅筋之事
一腰からり花の一色 二ヶ条
一家之定紋
一練絹之事 三ヶ条
一格子之事
一きぐみすゞ乃事
一ぬき白の事
一ゑとりまぜの事
一小袖ぬきの事
一織物之事

一裝束下の小袖
一八德の事
一足袋之事
一たゞの織物
一あり川久はむぎ
一かけもえぎ
一あゐ紬
一無紋之小袖
一せうふ油布
一紅地白の事

一胴服之事
一羽織之事
一御小袖と御服之事
一嶋織物
一加賀梅染
一遠江あう收
一九すゞ
一かちん色の事 二ケ条
一たうぬの事
一箔もやうの事

一襟をあはせる事
一二ッ襟三ッ襟を着ぬ事
一大ゐりを着
一木綿之事
一板の物と云事
一ものゝ事
一むしろの事
一もゝはぎ之事
一女の帶古今相違
一幸ゑゝの事

一男人をさ出事
一僧綱ちゞむ之事 圖
一がうらんと云事
一唐織物と唐織
一婚禮葬禮白小袖
一はゐ人ゑ之事
一蒲團之事 二ケ条
一合羽之事
一産衣之事
一振袖留袖之事

一下ゑあそ下ゑ帯
一肌乃帯
一犢鼻褌之事
一手綱乃事
一あのこり染
一白衣之事
一頭巾之事
一白めくぐるの事
一紋縫目付
一目結の事

一ぬんぞゝゑ事
一女のたふさきの事
一今木之事
一取染之事
一かたきの事
一染付小袖の事
一ちゝてゝ頭巾
一袷厨目花色小袖
一段金と云事
一村濃之事

一中そ濃の事
一よめ君衣裝之事 圖
一筒袖之事
一みどり色乃事
一うす紫の事
一ゑ形ぐ色
一真紅
一いろこ形
一腰巻之事
一衾之事

雜記三

一纈纈乃事
一襁褓之事
一滋目結之事
一うれゑゐの事
一あけと云事
一薄墨色
一うちかけ乃事
一小袖一重と云事
一寶盡し
一かつきの圖

目三

一腰巻之圖
一天子ゟ御紋之事
一たり色袷
一紙衣之事
一家の紋と云事
一もえぎ色の事
一嶋もり乃事
一巻染之事
一きむ〜ごろと云事
一小児綿入不着事
一うちおきゝ物
一十九乃布
一ちゞら花の事 圖
一袿大袿小袿衣袖
一あさぎ色二品ある事
一もり衣之事
一帷子のつきかきうる
一ゆ〜色
一奥布
一上古結四品有事

一袖がちの事
一ゆもと帯之事
一時服之事
一望陀布
一六丈細布
一綿入衣服
一赤鳥乃事 圖
一摺の小袖
一ちうけ色
一大身かハりゝ事
一素服乃事
一宿衣之事
一八丈絹
一帖絹巻絹
一袖あ〜ゝ事
一染色の事
一小袖を九物と云
一無紋之小袖
一かうゝ乃筋
一紐〜〜

一升頭巾
一両くれなゐ筋
一かいきりと云事
一ぬき白の事
一目結鹿子
一附帯之事
一重陽小袖之事
一紫裏之事
一けのひの帷子
一みゝ山
一地赤地黒地白
一すがゝんの事
一段乃物
一朽葉色檜皮色
一茶屋染之事
一たすき乃事
一ゆかの小袖之事

烏帽子之部

一古の烏帽子之事
一縁塗乃事
一風折烏帽子
一平禮
一梨子打 圖
一柳さび 圖
一上古の折烏帽子
一小もしゐの事 圖
一さゐの事 圖
一立烏帽子 圖
一烏帽子の眉ゑ事 圖
一軍陣もみ烏帽子
一引立 圖
一横ちび 圖
一今乃折烏帽子
一てうばうけ之事

一小四ひの仕様 圖
一小四ひてうづうけの車
一紫皮のあほーうけ
一てうつのけうもの様 圖
一長小結の車 二ケ条圖
一折烏帽子の時の装束之車
一むらさき實色
一細あほー 圖
一横さひ折あかー 圖
一あほーの針
一あほーの筒の車
一てうづ掛をあほー掛と云車 圖
一赤革の烏帽子うけ
一組めひる烏帽子うけ
一折うけあかー
一漉ぬりあほー
一公方様御烏帽子
一軍陣烏帽子 圖
一引入あほー之車
一ふくろの烏帽子

一長あほー
一立あかー名所
一烏帽子ぢふさの車

以上

一立烏帽子恰好
一長小結黒皆と云車
一あほーぬり様の車

貞丈雜記巻之三

伊勢貞友
千賀春城 同
門人 岡田光大 校

小袖類之部

一小袖と云事上古ハ裝束の下ニ着する衣服を袴(ハカマ)と
袖を大ク成て云ふ袖ハ袖にて別にする也其ゆへ
袖の大なる物にて常ニ衣服を小袖と云ふ
云へ共(トテ)物あるせハ袖を小(ナヽサ)くして袖下ハ成ぬ
るハ皆小袖なり是ハ入る事を小袖と云ふあや

まう也

一初ぬきとゝハ紙の名なり物の上に糸を生糸にして
ぬきをいねり糸にて織りなる物なり初りぬきと云也さ
れハ文字なハ練緯（ネリヌキ）と書くべきなれども昔より練貫（ネリヌキ）
とも書来れり昔ハ文字を吟味もなく書き用ゐる事
なれ共ハ初りぬきに赤らの初りぬきの二の初
ぬきと云二の品あり赤らのねりぬきを今ハ赤
らの糸と云のゆへ初りぬきを今ハのゆへ
ぎり云也赤ハ赤らをのゆへなるゆへと云たる
を今赤らの糸と云ハ云なくあやまり也

尺素往来ニ練緯トアリ

一赤らを初りぬきハ昔ハ男も女も用る物也のゆへ
初りぬきハ男の用る物なゆへ御成敗式目に云
の糸乃事男方の事なれ共女房方にも用ゐる人の自然めしいづ
る乱ハ女房方にも年代ハ不詳ハ五月五日の午の時
なるゆへめしに成後めしいまゝ云
身文云今ハ将軍家より御定なる侍従以上ハ赤
らを用ゐまゝ小ハのゆへを用ゐる也うやうのゆハ
其時代の御定なる事なれハ是ハ上ゲ
一初りぬきに初り籠（スヒ）ハ
ぬき白、あゞのゆへ有り左に記す

紅梅（コウバイ）、
すぢ、すぢ、

御宴ニ格子ヲ織タルヲ唐小袖ト云歟建武年中行事ニ以錦貫シ唐小袖公方様四女房様可被召云々

一初重筋ト云ハ横ヲ筋ヲ織ル也今の織
名ヲ腰の帯ヲ筋ヲ織ル也初ノ筋ヲ綾の帯ぞろ初重
筋ヲ織ル也いろ〳〵の織物ハ物仕織ず筋ヲ織り也

一うゝ〳〵ト云ハ格子ト書て碁盤の目ごとく多て横ヲ
筋ヲ織ル也是ハ方ハ位高き人あるべき事〳〵かう
条〳〵関書云女中房も かゝしの織物うちまゝせて
元ゝ〳〵ハすいと云〳〵又云御免ゆるさるゝ〳〵をぶめ云
一こゝ〳〵しい紅格子也鎌倉年中行事紅格子ト有地
ゝ是ハいまゝ〳〵織る也是も高位の女房所あ
ゝ是ハ是ぞる也御成次第古実〳〵こゝ〳〵しい御女房所

御中臈所ハ多〳〵世すい是も高ゝ〳〵ふてい〳〵ハ花
飾ト書て一度結構ある物ト云如ク自然中臈所ハ内ハ上意ハお叶ハ方〳〵ハ
〳〵ハ多〳〵ハ云〳〵 地紅ニテ筋ノ色何色ニモスル也

一ちぢ〳〵すゝすぢ〳〵又ハ筋すぢれとも云筋を細〳〵
簾のこと〳〵織〳〵る歟云条〳〵吟書ニ云中臈ハ〳〵〳〵紅
織物うちまゝせてハ元めハ〳〵ハずハ筋〳〵あゞめハ
御供古実〳〵云〳〵しふてハハで筋すぢ〳〵を織り〳〵る織
物をハ中臈も多〳〵ハ云〳〵

一紅梅ト云ハ経糸ハ紫緯糸ハ紅ヲて織〳〵るを云也筋ヲし
一白ト云ハ経糸ハ紫緯ハ白ヲて織多る歟云也筋ヲし

色タテ ヌキ ヨコテ赤クロノ見ユ上代ニ紅梅ト云ハモ、イロノコキヲ云二品十二

一くれなゐ筋と云ハ地色ハ何のても紅の横筋を織こむ
御借古実と云紅筋の事男ハ十四五歳まてのてい云也
織筋の内也

一ひろつまぜとも有そう記とも云ハ紅梅の筋
と白き白の筋と一つまぜを織こむ故云御借古実と云ヒか
き百汁可有男用い女房所年ふけても用云
右ようしよう心下皆初りぬきに織拵也是織物也
云也御成敗式古実と云男所ハ織物男いりんずるなれ
ま〳〵い但ハ下いへも男い也云〳〵織筋と云ハ織物の郡
まハ入ぬる也蜻川記と初りすぢをハ老こうるひきよ

紅梅と云ぬき白と云方ふるく
男腰女房衣裳次第云ひとつまぜ
とハこきぐさの筋と又うすきべ
おのすぢとを一つまぜて除ける

ちこ今似合いやうなおのこせいて男い云〳〵
一今腰うろう腰あきあどこてのこの腰ハ計筋を付
法ハ古の織筋を腰ハたろう織こむ也古ハこて腰
あきあいこ云事ハ〳〵物体の筋を織りしあり
一今新世婚禮の時腰うろう腰あきあどこ云名乃輿ろ
うろう輿あきとろふ似こる織ふこて無地のこめとこ物
を織すこと無地のこあとこ物筋を織ぶ初りぬき
也者ハ腰ろう腰あきと無地のこめあここ云事ハ昔て
あうここ也末の世ハ初てうあこの事ハ何りあて法式
ろかしあこ也

一小袖ハ古ハ殿中ハ勿論ありしハ猿樂(サルガク)ハ能をさせ酒宴(シュエン)あるばかり小袖をぬきて猿楽ハ
長寸

一家の定紋とゝ物ハ本ハ旗幕(ハタマク)あるとき付るもの也素(スハ)
襖(アフヒ)ハ(ヒ)ハ小袖あるとハ家紋付る事もあり外の紋付
事もあり委く裝束の部に記す又条々改書に所公方様
御服とハ織物色染物不定白きあや又ハ無紋白きを
色々に染て御紋付ときこゆるなり云々
一舊記(キウキ)に織物と云ハ紋ゝを織る也練貫(ネリヌキ)ハ
を織ゝるハ織物ゝ云々試事に裝束に記す又ゝ織物と云ハ

古代白小袖ト云ハ平絹也

一裝束の下に用する小袖の事条々改書に云大々びゝの時
必白き小袖を用べゝ綾を用べゝ御成敗式目に云
長寸所所物ハ云々ゝ又云々ゝ
ゝめゝ人ずる小袖ハ物すぢも不苦(ハリ綾ハ袴ノ裏ノ)条々改
書に毛尾ゝあどの時ゝ無紋の小袖長ゝすべし(長ハすあの時のまま)
ゝ用害記に云袷ハ綾の袷を用ゝ也又男ハ裏のハ
表ハ白きゝを用ゝ也云々

自貞記ニ胴服ノ事見エタリ又次ニ明徴ノ事アリ

一胴服(トウフク)と云ハ今の羽織の事也胴に裏ある袷をゝ
の短きを胴服と云也道服とも書けゝもゝれハあ

永享六年二月廿七日又七夜御祝山名右京亮内裏入道常服道服ニテ参勤御座所日記ニ見コレハ道服御免ニテ着セラル也

ごろもきぬの事装束ノ部ニモ記

より也道服と云物ハ別也道服ハ腰より下をおゝあり
て僧の衣を似たる物也公家大納言以上の人用ゐて是
せゞる物也武家ハ下ハ白袴あり
一八徳と云物あり蟐川記にかゝ衣の上をきるなり
うちぎぬあゞ武家人の常の事いとゞ多
ゆゑとあり八徳と云ハ胴服の事なり　上形十徳に似
たる物ハ徳と長者を付たる成也　十徳の事ハ装束の部に記す　うちぎ
ぬと云ハ革羽織の事なり
一羽織（ハオリ）と云ハ鳥の羽を織るなの名也と云へ
ども毛皮を織たるの羽を織たる衣服

武雑記に足袋の事殿中へハ御免なれ共ハ大きなれ共被革黒革ハ不用ハ黒きなれへ小紋の革を用ゐ

たゞのハ公家ニテハ用ラレサル物也公家一ハ武ハ用ラルヽ也然共二

をゝ丸ゝす小袖なゝる上をきるなの名なり
しきなる云ハ故の字也ハ有りともよむ字也上より
帯せずたゞ打ちかけるなきる也たゝみを書てハ有りと云
事ハあふ云と書てあるひと云る同じ例也毛羽付
て羽織と字を付けてあるへし羽織ハ近代の名
古ハ胴服と云へ也
一足袋（タビ）の事蟐川記に云殿中へハ御免なれ共ハ大きなれ共
ハ御免の時ハ必上の用足袋一足云下ハ又入道同服ハ
用免の沙汰なれ人の内所も主人の用免ハ大きなれ
毛皮の皮なれ皮あと不可用但出陣の時ハ不苦

テ縫也足袋ノ如ク二テ指のまゝヨあけざる物也是ハ礼服ナルユヘ内裏へ参懐ラズハカルヽ也

室町記云新制禁止モ華禁齢五旬以後可被免許但雖未及此齢於為病弊者或為免用白革鞋革靴ト見タリ又足袋ニ模擬倣レモ有ト見エテ御産所日記ニ寛正七年十二月廿二日庚申祈ヨリ御足袋ヲ被下文ヲタ歳世二也ト見エタリ故トハモヤウノ事也ヤウヤウノヱ此京都花昭院ニ伊勢守貞國ノ画像蔵メタリ其像ニ小袖ノ足袋ハキシテ見エタリ

皮の足袋ゝ

武雑記条文書業日者 十月朔日よりきき聖年の二月廿日まで有り但之月ふもたゝ事不苦いゝ

貞丈云古ハ革足袋也今の木綿足袋古ハあゝ八九十年計も以前迄ハ女も紫革の足袋をゝ造成時ハきゝ

一御小袖とゝ御服とゝ常の小袖の事也

之条〻皮書ゆあり小袖と御服とゝ差別あるの証〻

一旧記ゝたゞ織物とあるハ練絹のゝゝこゝゝ

どの類をゝ祈りぬきの事ゝ記ゝ唐の織物ゝ射て

ゝ乃織物とゝ云用害記ゝ云〻ゝの祈り物の御免ゝ

ゝゝゆめ〻ゝ云いつすいゝ又きぐ天すおどハめゝかゝ

ゝゝハ是も所也ゝゝゝゝゝハ女中もめゝハすい

一鴻祈り物ゝ旧記ゝあるハ諸方の鴻ゝより織出ゝ物あり

今も八丈鴻より織出ス也筋を織ゝる物也

貞丈云今織物の筋あるを指ゝ云ハ鴻ゝより織出ス物ゝ

筋を織ゝ故鴻ゝ云あるゝ〻今の人ハ筋のゝを指ゝ云

也

一本川ゝ人清むきゝゝ物旧記ゝあり此絹ゝ也又不

ゝゝ人ゝも乃此の方ゝ外國より出ゝ物故〻御成敗

ゝ古実ゝ云不ゝ人の小袖のゝ類別ゝ物ハ禁制ゝ

八丈嶋ヨリ出ス但ハ黄ゝ

ヨハ二ゝ〻〻ゝ

ニ云也鴻ゝ祈り

物ハ外國ノ鴻ヨリ織ヲ云

一觀云南都法隆寺僧侶ハ着スル其落トテ黄色ニ染タルヲ用ヒトフ物ヲ云ハ唐物ニ清ノ

[illegible]レ依テ和ニテオリレロ色黄ニル故[illegible]ル[illegible]ナル

梅染赤梅黒梅三品アリ梅やちゝみてさゝりて陽ことるハ梅ヲ多くり數を染たるハ赤梅く麦〜染て黒くあるハ黒梅也

鎌倉年中行事ニ云所小袖ハ定ル事ナレ所透衣也其以下ハ皆カケ朝黄也云〜

百あけんもめしはべ〜こゝ云ふ物とハ唐より渡る物を云也条〜関書ニ云ふ川名人袖の小袖紋の付るハ不苦ハ云〜

一加賀梅ちめとゝハ加賀國より出る梅染の絹也梅染ハ梅やちゝ藪とゝ物ヲて染る也赤き色ヲ黄ゝ[illegible]ある色也

一うげも天ぎとゝ染色旧記ヲあり今ゝゝ色あゝと云類ある〜宗五一冊秘書ニうげもえきとゝて山人色の小袖ヲてゝ色〜もんをつけてきえぎゝゝて染ゝる小袖ヲてゝとあり也えぎヲ黒〜山ふゝゝ色の類カリ

一遠ハあゝとゝ云事旧記ヲあり遠ハより出るあゝ林染の絹也色あか〜蕃ゝとゝ草ハ根ヲて染る也

一ちゝあか袖ゝとゝ物ハ椎名ゝとゝ云ふより出る袖也椎名ハ河内ハヨあるゝ

一九ちぐ〜ゝ表裏ゝとゝもすぐ〜ゝ小袖ヲゝとゝ裕ヲり

一無紋の小袖ゝ旧記ヲあるハ今ゝ世代の小袖ゝとゝる同家の紋ヲも小紋ヲあゝぐゝも染すゝ〜の染代ヲゝとゝ

一かちん色ゝゝとゝ黒き色ヲゝとゝ古墨國より褐布ゝゝ云物渡〜ゝゝ色馬ヲゝ色ヲあり〜布黒色ヲゝとゝ色黄ゝゝ色ゝとゝ云褐の字ヲゝ川ゝとゝもゝとゝもよゝ也

甘蔗製法云すぐ〜しのゝ[illegible]ハ蔗ヲ[illegible]ハ一度すぐ〜ゝ[illegible]ハひゝゝくゝよゝ[illegible]サレト一度すゝ〜ゝも裕ゝて表ハすゝ〜裏ハ袖ヲ[illegible]ヲ云也

褐ノ地ハ赤儀布也歟ニモカチヲヌノトヨメリ

褶布ハ今の羅紋の類なるべし毛織也と川とも加ちとも云
勝負の勝と云事ハ云かゝ〳〵て昔ハ軍陣ハ専ら武色を
用ひたり〳〵也うち色と云を俗ようち色と云也

一或説ハ古撰應國餝麿の男うて藍をまゝ深てうち色
ハ〳〵る染物を也〳〵うち古歌ハ
我恋ハあらぬ人のうちにあ〳〵まはあ〳〵ぬ人ぞ
あ〳〵る世下ものあるを思とて〳〵ハ儀禮ハ必うち色成
用ると云へり旧記ハ軍陣ハ用るものハ元〳〵れハ勝
れる用ると云事ハ元〳〵すこき色なれハ勝れハ用ル
也ハ夜ものあるものあれハ用へき事也さもとも武色て限

天文十二年日々記三七月十二日
貴殿ヘ照布一端
私ヘ油布一端

一せう物あ〳〵ぬのゝ〳〵ゝ物条〳〵内書ゝあり照布油布二
色の布の名也恵林院殿御代永正六年十二月廿四日宗讃
岐守へ下ゝる御内書の案文ハ紙字儀太刀一腰持候
子二端照布三端油布二端鳥目三千疋列ゝ記候
ゝ也と云ハ照布ハ油布ハひうゝある布ハ詳ゝす
一たゝ〳〵のゝ条〳〵関書ハあり御成敗式目ハ〳〵ぬの
ゝあり同〳〵物也唐布也唐より渡ゝる布也

一こうぢ布のゝ〳〵し〳〵云ハ紅地白也地白のゝ〳〵ひゝる
紅ゝて小紋ゝどゝめ〳〵ゝるを云

ゝんぢあゝのゝ
業中日記ゝ七月
一日のゝをゝあゝ
きゝゝゝゝこんぢ
ゝあゝゝをゝ
たゝひゝゝとあゝこ

人ちうこうこハ袖
袖白ちうく〜伊
勢貞順記云惟子
ハ若人ハ赤く俗
ハて狩衣ハ白く
白し然ハ

一説ニヨリヲクル
ミテト云ハ上ニ
着ル小袖ノヨリ
ニテ下ニキル小
袖ノヨリヲツ〜
ミキルヲ云フ也
一説ニヨリヲレ
ボルト云ハ上ニ
キル小袖ノヨリ
ニテ下ニキル小
袖ヲツヽムコニ
テナクシテヨリ
ヲ別ノ色ノキレ
ニテヘリヲトル
ヲ云式事又リン
ヲサストモ云也
女房衣装次第云
袷えり袖あとを
あわ〜ゑハ袖ぬ
の袷とトて公方
御へハ紫ちりめ
一説ニヨリ袖ヲ
レホリラトゐモ
ヨリ袖ニ別ノ色

一小袖ありうこ云ハ金箔ありうを云
うるを云女の衣服ありあり

一ゑをあがりて云上ゑ云ハ上ゑ云ハ小袖の色をて
下に云ハ小袖の色ハ上ゑ云ハ紫色ハ

一小袖あいせゑとゑ人をさすとゑの又ゑ人をゑゑる共
云也ふゑゑ人をゑゑるゑを云袖色ハ赤ゑ云ハ色ハ
ハきれまて色ハをゑゑる事ハ

一二ッ色ハ色ゑ三ッ色ハ色ゑ云ハ色物の色を合す
ゑゑ下ゑと上ゑを別ゑゑ合するハ常ゑ事ハ上ゑ
下ゑを重ねて一ッゑ色を幾ッ色ハとゑハ

ハキレヲ〜ヨリ
アトルヲ色ヨリ
ンヲサストゑモ
同レコナリ事〜
実ゑ云方ハ色ノ
袖ナラハヨリト
結トヲレホルヘ
シゑ〜

女房故実云女中
衆ハ小袖ヲ
ハ〜ゑ〜ゑ〜
ハ〜ゑ〜ゑ〜
カ物ゑ〜ハ式ぶ
ん〜ハ又ゑ〜
の時ハ〜ゑ〜
ゑ〜ゑ〜ゑ〜
ハ色ハ別の
伊勢ゑ〜ゑ〜
古ゑ〜ゑ〜
子ゑ〜ゑ〜
し若人ゑ〜
ゑ〜ゑ〜ゑ〜
ゑ〜ゑ〜ゑ〜
下ノカタヒラ
クルミキルヲモ
公家家ハ
の方ハ
二ッ色ハ
別ゑ〜ゑ〜

色ゑ〜ゑ〜ゑ〜

人ハ尾籠也と条々唐書又諸関書条々物をき
法ハ六十ヶ条内ハ五十ヶ条を折てきゝ也六十より外ハを
うゝうゝはきゝ也と云ふ小袖の長り
を折ふすして長りの也あゝゝ成為ハ折ざる也
うゝうゝハ僧綱也僧綱とハ僧の位也法橋法眼法印を
僧綱と云位ある僧ハ長生て衣と云て衣の長り立
て襟をあゝす袖もてあゝ也小袖の長りを折ふず
て長すれハ僧綱の衣きゝ多ゝ形乃ゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝと云也

一大ゝ長りハ長ゝふ小袖の長を長ゝあけて長ゝ也

一女の小袖なゝゝゝゝゝと云物あり簾中日記ハ正月ゝゝ
たゝゝと物めゝゝ祝もゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
あゝゝして年ゝゝとあゝ物ゝゝゝゝゝゝゝゝ
祝ゝゝ食飯の箇ゝ繪綱を長ゝ絶ゝゝゝ赤ゝ裏
付ゝゝ袴ゝ事也

一木綿ハ桓武天皇ゝゝゝ延暦十八年三河國ゝ崑崙國の
人ゝ船ゝ漂ゝ流ゝゝゝ船中ゝ木綿の種ありし
を諸國ゝ植ゝゝゝゝゝ類聚國史ゝあり是後中絶
ゝゝゝゝゝ永禄年中ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝ絶ゝゝゝ蜻川記ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

記にもんめんと書てもらめんとよむ也イトムト五音通する故古はもんめんと云ひし也

一かゝ織物とかゝおりもの別也かゝ織物をかゝ物とも云也金襴(ラントンス)緞子(レンス)綾錦(アヤニシキ)とかきて唐より渡りる物は皆織物也かゝ織ハ日本にて織也地ハ生糸にて紋ハ五色の所の糸金糸等をもて浮織にあるる物也唐めきたる織物なるかゝおりと云也

一板の物と云ハ巻物を制して云名也織物を巻る巻ハ巻物と云ハ板を入て巻ぶくたゝミたる故ハ板の物と云也武雑記に昔のゞんまハいで来たりしを今ハ巻ゞ人すきと云ひしすなハち上古ハ板の物なりし

巻物にあらすしてハ何をも板の物をもて巻たる故ハ板を入て巻たゝミたゝミ板の物と云ハ何をも板の物をもて巻物にあらすして板の物と云ハ織の巻きたゝミすきたる故ハ也

一婚礼に白き小袖を用る事蔡邕(サウヨウ)の娘ひせ(ヒセイ)今世上に人あり云あやまり也蔡れる白色を用るハ悲しきの時あるハ美彩色(ビサイシキ)を用るハ嬉しきの時物をうばゞるを奪と云物也婚礼ハ白色を用るハ嫁れハ人倫の大本白色

蜻川記に板の厚さ板の物

云色の大なる也故に白色を用ゐる事也白色に同じ
色を用ゐる意に同じ又産の時白色用ゐる意
也婚礼に同
一そのかたちは今の夜具のごとし又れんそくも云也その
物は袖のなくてひろく長さ七寸のふちを付る也
婚入記に有り先合ゝ後家に武雜記の貞丈物記に出也
そのかたちは袋に入て出也
それをそのかたちの袋と云
一ちいさきかたちはしとねまくらの事也常の小袖の形にてゆきと
けをはもくする也その物の一名を初入と云その物
すがたちいさきゆへ初入と云也

一也ゝうとは今の寝具の事也その表は絹を用ゐる
也古歌に きりゝすなくやしもの夜のさむしろに衣かたしき
独かも寝む 公方様の寝所にはかゝる
御座を敷也 此御座とは今の狐ござの如にて長さ五尺
しろ袋 此袋とは今の御ぬりの袋也 御ぬりの袋織物にて
しの紐付に表は紗也 帯のむすびたるかたちの表を云也
りのかたちゝ婚入記に先合ゝ後家に武雜記に
貞丈物記に記スゆへに衣類あるべきなり
あるべきなり
一今の世夜具の内に蒲団と云物あり古は寝具に云也
蒲団とは家の事也寝具とはねのかたちをかたどるといへり

[illegible]の物也寝[illegible]家[illegible]よ[illegible]の物[illegible]
すぐるとも[illegible]由也古ハ[illegible]の上[illegible]寝(イヌ)
[illegible]ふんの字[illegible]調度
[illegible]

一もくぎとゝハ今の[illegible]の事也古きやきんの事を
はぐきとゝ[illegible]物也[illegible]
[illegible]とゝ[illegible]
[illegible]ぬきとゝ[illegible]
[illegible]はぐきの異語也

一蒲團(フトン)の事[illegible]の事也東山殿の同朋[illegible]
阿弥[illegible]物[illegible]書[illegible]西指蕃(サイシヒアン)[illegible]納戸の[illegible]曲録(キヨクロク)[illegible]
上[illegible]蒲團[illegible]の事[illegible]也

[illegible]解トアリ[illegible]ヌキトヨム[illegible]守治拾遺[illegible]巻[illegible]五条二[illegible]
[illegible]
[illegible]五尺[illegible]
[illegible]

一合羽(カハ)とゝ物[illegible]物也合羽ハ近代の物也[illegible]ハ侍[illegible]
[illegible]書[illegible]の[illegible]
[illegible]阿蘭陀(ラランダ)の国也阿蘭陀の人の上[illegible]衣服
[illegible]物[illegible]形[illegible]作り[illegible]
羽[illegible]
作り出[illegible]後[illegible]袖[illegible]合羽[illegible]
[illegible]也

一[illegible]の女乃帯今[illegible]帯[illegible]
[illegible]物[illegible]帯[illegible]
物[illegible]帯也貞衡[illegible]帯ハ裳(モ)[illegible]
[illegible]也[illegible]也中[illegible]の子の紙[illegible]
入る上[illegible]ハ惣[illegible]
[illegible]腰[illegible]色

[illegible]巻[illegible]七[illegible]
[illegible]
[illegible]

ゆ〜まきとせず
さるるよりて中
帯と云也さげ帯
を云〜てあすのは
げず〜〜ゆまる
小さ〜〜ゆのめく
結ぶ也ゆ中〜ハ
腰うさ生ゆども
る〜〜

をうくうす紅梅ゆぐ〜よりてゆあて前よりする分含みゆき也
裳袴ハ公家上臈装束の上ゆ裳ハいふ物をめす也裳を
免ぬ時免ぬふ袴を裳袴ハいふる也鄙の袴のゆ也を袴
の下ゆする帯〜同〜ゆ〜ふくゆさげ帯を作る也含ハ
きハ一面ゆ含ゆする也前ゆよりる〜ハ前ゆて物すひ下
袴也ハ帯ゆ地ハあ川板ハす板ゆる〜〜あつ〜て含ハ
きふもこ〜あけゆる織する成〜〜条〜関書ゆハ古帯を
六ゆうゆて〜ハ慈照院殿ハ代ゆうハ〜ゆりゆ〜くゆ不
前ハ云〜六ゆうハ〜ゆうハ一幅をゆ〜ゆうハ〜ゆる〜ゆ不
前ゆハ男女ゆよ〜ぐる也女の袴の男装束ゆ云ゆよ〜ゆ

一うぶぎゆ〜ハ小ゆ名〜ふぎ也産衣ゆ書也〜ふぎ〜ゆハ小児
誕生ゆ時陰陽頭ふ（陰陽師の〜ゆ也）作付〜れ小児の性〜含て吉き年ゆ
〜ん〜ゆ〜ゆ〜ゆ色ゆ深て百ゆ〜ゆ古法也然ゆ色ゆ〜ゆ
あき時ハ白ゆ空色ゆ（歳ぎのゆ）ゆを用ゆ法也貞衡云近世系
ゆて花〜〜ゆ〜〜ゆ古ハ赤き事也
一婚禮の時ゆあ君の衣裳ハ上衣（ウハギ）ゆきゆ〜〜ゆを織〜ゆ白
き綾ゆ〜ゆる也婚入記ゆ〜ゆ〜ハ〜ゆぎゆ白ハ〜ゆ〜〜ゆ白
き綾とゆる〜ゆ句切（クギリ）ゆ〜〜ゆ〜ゆ〜ゆ

す小児ハ陽氣ゆゑ人まで身の熱(ほつと)をもくさで食ハ病をこゝろ
らふ事あるなり小袖の長の服袖の下ゟ通ゑ口をあけて
きをぬゝ也袖をもゝすゝるゆゑ一生涙ゝきあけとゝ也
簾中旧記ゟゝきあけとゝ事ハ古事ゆゑ今ハ忘ちゝ
とゝゝきあけの新袖の下ゟ口をとゝをゆゑれて今の
ゝり袖の短き物ゆゑ袖ゟ次第〳〵ゟ袖をもゝゝて
風流ゟしゝる也寛文年中の比迄女子のゝり袖丈尺五寸
計あるを十六七歳の人ゆゑ比大ゝり袖とて昔ゆゑき
長袖也と申ゝる由古考ゆ物語也今ハいよ〳〵もゝゝゝり
袖尺五寸ゟ成ゝる也ゝり袖ハ小〳〵ゆゑ昔ハ袖と

樓ふんとゝ〳〵のゝ
をゝ下帯ゝゝゝゝを
あり其書ニヨリ
テ解釋スヘシ源
平盛衰記巻十二
経俊布引ノ滝ゟ
入条経俊ハ紺ノ
下帯カキ俊為作
ノ二尺八寸ノ太
刀腰ゆ総シタ
リケルヲワキニ
ハサンテ髮ヲ乱
シテツト入ゟ此
下帯ハフントシ
ノ事ナリ
古今著聞集巻十
馬芸ノ部ニゝゝや
ゝの用ゆゆやゝ
子テタウサキヲ
ナンカ、レタリ
同相撲ノ部ニゝ
千テタフサギカ
キテ子リ出タリ
宇治拾遺巻十二
紺ハ袈裟ゆゝ
ゆゆゝゝゝゝゝ

一下記ゝゝゝゝ下の帯ゝゝゝゝゝゝ小袖の上ゝ結ふ帯ゝゝ帯のゝゝ也裝
束をゆゆゝ裝束の下ゝゆゆゝゝゝゝゝゝ

字をたゝもよむ也ふんごゝと云ハ綾き初也

一肌のおびのを湯具と云也和名ふハあゝす湯風呂に入る時綾き人ハたゝあさぎをもぬきて捨て入まゝどもよきく人きさゝゝまぜす肌のおびをしゝて入る也是を依て湯具と云湯に入る道具と云事也

一女のたゝあさぎをゞ志ゝと云也后宮名目抄云ゝ云ゝ志ゝも下裳と書也今女の初めゆもゝと云ハ湯具と云の也

一犢鼻褌の事犢ハこゝしゝよゝて牛の子也人の膝に両方らがゝめありて牛の鼻に似ゝる不を犢鼻と云犢鼻ゝゝゝゝゝの短き褌を犢鼻褌と云和名抄云褌方言注云袴而無跨謂之褌音昆和名須万之毛乃知比佐岐毛乃史記云司馬相如著犢鼻褌常昭曰今三尺布作之形如牛鼻者也此常昭カ注ハ褌ノ形カ牛ノ鼻ニ似タルト云

右和名抄ニハ褌ノ字ヲスマシモノ氏千ヒサキモノ氏ヨミテヌフサキト云訓ナシタウサキハ今ノフンドシ褌トハ別ナルヲ知ヘシ源平盛衰記宇治川先陣ノ条ニハダバカマヲカキトアルハ褌ノ変也短キ袴也古人ハダノオビアリハダノ帯ノタウナリ褌ノ下ニハタウナト云

一ゝゝ社帯乃事和名抄褌ノ条下ニ唐韻云袍織容反與鑾同ト揚氏漢語抄ニ云袍子毛乃之太乃太和佐岐一云水子小褌也ト見タリモノシタノタフサキトハモゝいふハ褌ノ事ヲ指ゝて云也褌の下ゝたゝふさきゝゝゝゝゝ

人ごゝと云物方ハたゞ[illegible]

況異所覚出ハ[illegible]

義貞記曽我物語[illegible]

盛衰記ニアリ前ニ記ス

也唐顔ヨ松小禪也と云ヶ唐ふてハ松も禪の類ゆヱ日[illegible]

たゞきまハ合ねとも和名抄ハ松ハ禪の下ヨ云物日

本のたゞきハ禪の下ニかく物ある也義理をあぐべく[illegible]

字然用ふる也

式部日記云ゆゝしかハ宰相の君ハむくゆハ

一今木と湯巻と同物也イトユ音相通故ユマキヲイマキと云ナリ大江山へユクと云ヲヨ大江山イク野ノ道ノ遠ケレバと云カケタル二同例ナリ東鑑巻四十二建長四年壬子四月一日ノ条ニ御小袖十具御大口一ツ唐織物御衣一領御朋衣一ツ今木一ツ下畧又榮花物語初花ノ巻覚弘五年九月十日中宮彰子後一條院ヲ生マヽタマフ条ニ云御ゆどの[illegible]の間の樹と云ある

大鏡有の実ゆゝしくうるはしきもの[illegible]

中略女房ゝゝ白き裝束ともあまたゆどのゝ[illegible]

同一事也云ゝ禁秘抄恒例毎日次篇ノ篇早旦供御湯主殿官人奉行

近代条充カヤウノ五位也釜殿運湯中畧凡禁中着湯巻上簡一人典侍一人也

是候御湯殿故也云ゝ盍井義知力按正ノ禁秘抄ニ湯巻

傍ニ白生衣ト注シタリ貞丈云天子御湯ヲ召ス時上簡一人典侍一人ノ供侍ハナリ御湯ヲメサスルニ常ノ衣ノ上ニ白キ生絹ノ衣ヲ着テ御湯ノ間ノ飛テ衣ヲ濡スヲ防クヘキタメノ衣ナリ

一舊記乃中ハ多綱と云事あり馬の多綱の事ハ[illegible]次

たゞきの事也たゞきハ今云物[illegible]衣服の類ハ不多綱と云ある

たゞきの事と云物體源抄と云書ヨ樂人豊原家の書也義家

朝臣の鎧馬の次第を記ゝるヶ条ヨ分一多綱分二小袖

中略[illegible]

[illegible]とあり此は綱と云へる也樓鼻褌の事也馬の手綱なるべし

又殿中日記蜷川新右衛門親元日記也に云寛正六年八月十三日御風呂御成御

供前に下一献例式にしたがひ御湯かたびらに御ふくの

ふくしたがひ新調云々此にて御ふくの事也

馬太素一説号黄色のぐいの斜なり

一こうり深と云深紙のこと真蘇犬追物記に云犬射素襖にこうり深と

て五色に細筋を如しよせたるなり深にすると事也云々筋は横筋

也如しよせたる関をせざるすると也

一あるこうり深の事古今著聞集に云こうり深の水干云々事有

赤色に細筋を如しよせたるなり深にすると云々犬射

素襖のこうり深なり

仮名にてあるこうり也

又難犬平記に今川家の笠ちるしに赤色なる

こうり深なり深色なるあり女にあるこうり也婚入記に女俊乃

する袋

一古より女はよそへ出る時ふうづきをする也今も京大坂なとにて女は

ふうづきをする也ふるき物語にあるごとくぬうばきの女とあるは此

也古のふうづきは白き絹の小袖なり古き物語にすきぬ引

ふうづきあるは絹にすきぬとある也今は色々に深

てふくふくと付るなり深と云も乃夢は両袖を歌の上

[illegible]て針にて[illegible]と云説あるとも古き袖なる

げてうきこう古き絵ニ見えたる今も袖をくびてうつら
せうつきの多ら用ひ帯の小袖ニ替るのあり形を為へ
て裁也其ハ初て見へふ〳〵かゝ至新をうする為也江戸ニハ今ハ
用きする事多し其ハ昔岩間八ゝ郎ト云浪人十八歳ありしを松平
伊豆守を恨る事ありて深ぶかしをかつきを思して迎付き女
のなりして伊豆守を討んとせしなあり関東ニハうつき
を禁ぜられし也依こゝ多〳〵ありと云物を用ひ若き女ありあ
き笠をうつうつし由ある老人の物語しなる也カツキノ圖末ニアリ

一禮服を思せるを礼服ニハすべて小袖の上ニ
ゝ多しハ白衣と書也公家ニの平服ハ多〳〵なるうつ上ハ

盧東記巻十三前ノ右帽ハ陣羽織ヲ巻上テ大口ハ

カリニ白衣ニテ長押ニ尻カケテトアリ

直衣ナホシ衣ハいつふ装束を思しかハ下ハさしぬきとゝ云はうを思ふ
あり小袖ハ白小袖也ゑぶやゝ多〳〵ふ舟ハ長屋なるうさ
ぬきを思て直衣を八思しかハ思ふ也直衣を思へあずの白小
袖をあゝハすなハ白衣ヒヤウエとゝ云也武家ハ平服ハ
ゝゝ袴を思して上ハすあふ事も多〳〵者も思也
ずしてあるを白衣と云也肩衣袴の舟ハ肩衣を思せず袴
ゝゝ思しゝ白衣也今舟ハ袴も思せず小袖計思るを
白衣といふハあやまり也又腰の物さゝぬを思ゝ云ハいよ
いよあやまり也
一をあ法ゆの小袖と云の年中恒例記八月朔日の部ニ云女

中所あるせ所用るせ也同染付て丈をあらく染るる小袖を法
名る也今月中名〻云〻文るふるを〻ぬ〻をる今小紋るる
の也藍あて染るる小紋の小袖の事也

一ぜきんの事蜻川記に云頭巾は兎角ゆるりきれを色あるゝ定り
はいすれも〻〻ふ〻〻の頭巾を形めはせ重すい古へ何事も何
ゆるる〻〻〻〻るる物あれハ頭巾も今の世乃すゝ頭巾あゆ
を用ひる乳

一あるゆるゆぜきんハ制髪を者のかぶる頭巾也源平盛衰記に太
夫坊覺明ハ首丁頭巾ふ〻ふいめの禮を名る又首丁頭巾と腹
巻名るるんどゝて有又平家物語に土佐坊昌俊黒革

義経記に法師あ
ら〻を革ゆびや
をぶぎれハをら
りゝ〻うゆ
あひるゆ
つゆ〻ときん
ゆつゆ〻〻鬼の
ゆるゆ〻〻る
るゆるゆりち
せ〻きんもをち

やうは、ちんを同
一物と制髪の法
のうふり物也力
者も制髪の法也

禮名て首丁頭巾を名るゆ有禮金年中行事る成氏の陣
の事を記て御力者或八十人或八人又六人何も出長頭巾と
て黒布あて里〻〻の方を〻廣〻〻て中一ぬ〻〻ゆ
るるかゆふり白き事絵を染る小袴引裂付て大刀ゆはゆて下ゆ
里首丁頭巾を出張頭巾も同物也又頭長頭巾とも書也出陣
乃時ぜ〻ゆる物あて常を用る物をハあゆる乳

一今ゆ世七月七日八月朔日七月十五日ハ必白〻ゆを名する
事ゆふ〻ハ〻ゆ〻ハ白を〻ゆ〻る由旧記を見え多重ぶ
宗五大双紙を外旧記を見て五月五日を白〻ぶゆ〻ゆ有用
有云ゆ〻〻ゆ〻ハ白を〻ゆ〻する物古へ五月五日ハ白ゆ

南〻〻成へ〻〻五月五日に限り染て色〻〻の旧記に
八尺えさる也白を南〻〻ある人の云る七夕中元八朔
小白〻〻〻動南る事秋八金氣の色也金の色八白〻〻するが故
よりて式法あやまり成へ〻〻式法のめ〻〻あ〻八甚八火氣の色也
火の色八赤しとする故五月六月八赤き〻〻を用へき也可笑
の所法よ袴の〻色を染て入の小袖八花色のふ〻に小袖
を染式よりさわ八今四月朝日ゆ恐乃〻め拾九月九日八必
花色ふ〻き小袖を染也と云へ〻式法なるべ〻ずの〻めの事
を為る証すあと〻京のめ小袖ふ〻さ小袖と云名目あ〻
奉公覺悟記に云九月九日より小袖を染に式附をあつけわ

小袖云へきを染似也とありて染つけの小袖の事〻記すべ
花色小袖を南〻〻に有べ〻ずの〻め小袖ふ〻に小袖と号別
を定云るを京都将軍よりも後の代の事なるへき乎
一旧記よ紋をぬひめ付るとあるを今附きりつけ紋と云る
同〻事也紋を別に拵て作りて附る事也すあふ
のもの〻〻ぬひめ付ふすもあり紋を附る事也
一陣金と云る旧記よあり紋ハ陣子金襴と云る故累〻て二品
を一つよいひ云る也謙信年中行事よ公方様ハ鞠慶ハ陣子
金襴也とあり二所ものを事を初へ〻〻書れ家〻よ芳れ被
見ハ陣子金一端赤上絞ハ袴ハ絞ハと云文言あり紋ハ陣

金の金ゟ字ハ子の字を書くとてあやまりて金の字ゟ書くなる形なり〳〵陸金二品也

目結ノ目ハ双六ノサイノ目也

一目結（メイ）と云ハ形▣ゟ氏目の形のめく也是を〳〵ぐもちゞし又ハあらゝぐて染る也是を染るゟ絹をつまみあげ糸ゟて結て染て後糸をとゆゞ糸のあとゝなる所白く成て方のめく目の様なる故目結（ユイ）と云也右ゟ目結の染物白星まゝぐにあゝて鹿の子ゟ毛皮ゟ似たる故かのあとゝ云也うゝとゝ鹿乃子也又佐〻木氏の家ゟ紋をよゝ用ゆゝ是ゟ右の目四ゟ出ゟ並へ多る故四ゟ目結と云也

三浦家ノ紋きゝりゞゝと云ハ別ノ事也未〻記ス

一村濃（ムラゴ）と云ハ地をゝ薄（ウス）くして所〻ゟ村雲（ムラクモ）のごとく何色ゟて也

夫木抄伏文法仲ノ歌ゟ竜田姫ノ歌ゟ四ゟ出ゟ竜田姫ゟ色ゟ染ゟ紅ゟ村雲ゟ

一村濃と云ハ紅色ゟて村濃を染る也濃ゟ染ゟ也紅むらゝごとく紅色ゟて村濃を染る也濃ゟ染ゟ也

紫のむらゝとゝあゝぐ地をゝうすめゝさきゝゟ

ゟ雲ゟ〻ハ煙のごとくゝゝゟ川すゝ也しゝて所〻コキ紫ゟすゝゟ

一出ゟごと云ハ何色ゟて也出の方ゟ色をうすくしてすゝゟ方をハ濃く染ゟゟ也禮の紅すゝゟ紫すゝゟ右ゟ也禮ゟ

自文云顔顔の二字ヲキクトデトヨムニモ子細アルベシ顔顔の点ハ水干長袴ゟしのきくゝゝゟのふきのめくゝゟ点くゝゟ染ゟ染ゟ成〻ゟ形ゟ顔顔を染ゟゟゟ

タトヨム事本也
ユワタトヨムと
夫木抄俊頼太元
顕季ノ歌ノ
事ハ[illegible]にゆそ[illegible]
の巻を[illegible]
[illegible]
又夫木抄[illegible]
[illegible]
[illegible]

も[illegible]ふる故[illegible]ども今[illegible]を[illegible]す也今人の[illegible]
[illegible]事をも書き[illegible]也後ノ人の[illegible]世の中ノ[illegible]
[illegible]時の夢也古人も[illegible]人の常に[illegible]事紙記[illegible]
[illegible]今用ヨ五事多し

式[illegible]あり事もあり

さいまひ
[illegible]の役
[illegible]

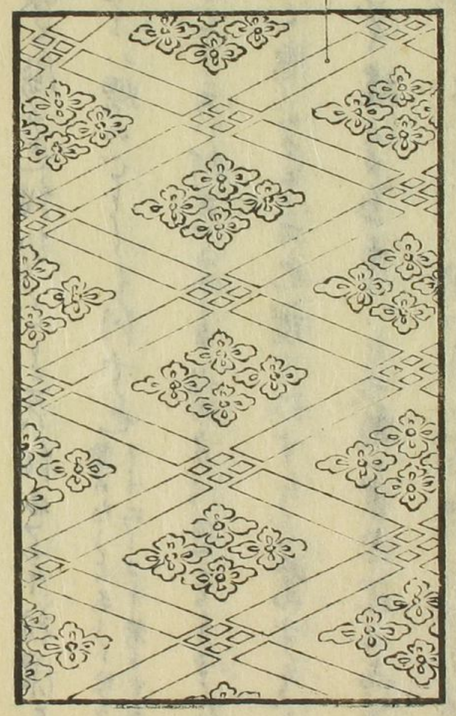

さいまひ[illegible]ハさいあ
[illegible]ありさいあハ
ハさきあひ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
さいあひ[illegible]

きいまひ[illegible]ふ者[illegible]
也蓑ヒ水草ノ[illegible]
[illegible]用也[illegible]子ノ[illegible]蓑形ヨ色[illegible]
[illegible]

一 襁褓キヤウホウの二字[illegible]也[illegible]小児乃衾フスマの事也衾ハ[illegible]
也ネダ[illegible]元永二年或秘記云五月廿八日皇子降誕カウタン中暑[illegible]襁褓二
帖平[illegible]の[illegible]襁褓一帖を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

を常の小袖のごとく縫也產衣を始初を始衣の祝と云

一ちげ色ちげと云ハ淡同色と書く也同色をちげ染るを云

同色の禮也舞あり云ハ其子也同色のみハ舞なきもの

一みどり色と云ハもえぎ色の事也濃みどりと云もえぎのうす

き也ふかくどりハ濃の色と云也

一くれあゐハ赤き色也くれあゐハ黒色也赤きくれあゐ

ハ紅の色をくしたる事也紅ハ赤き色なり

一うすむらさきハ紫色也こむらさきハあき紫也むらさき色と

くらき色なりくるくるとくろ濃紫と書也小紫と書ハ也

一あかと云色も赤き色をも郷の字をあけとよむと紅染

あかくくれあゐ帯紅又ハ唐紅ト書也唐土ヨリ渡ノしと云物あり紅ハあかくくれあゐのくき色をあけ黒きあるあかくくれあゐ也うすくれあゐ黒と云也別くき茶色のくきあり茶色のくきあり

一くれ赤也

也

一ちゃぐ色と云ハ茶の色也縹色と書也

一うすき色と云ハ淡ずく色の事也淡色ハ赤き色と云ハ

一真紅と云ハまことの色なるあと云也あるハ紅あるとあるべふ

染の似せ物あるなり人の紅染と云のを真紅と云

一女の帯しくる上ハ小袖をうちうけて居るを云けと云今も

赤大坂あたりの人ハうちうけと云也今江戸の人ハかいどりと云このあたりと云のを古き書ハ云えれども此色ハ多くあり

くいどりすぐさあたりと云ハうちうけの法なをこれうくる事云あり小

りまたらい云るあるくくと云も同くく初也

地下ノ女ノウチカケスルハ公家ニテ女房ノ小ウチキト云フモノヨウチカケタル、躰ヲマナブモノナリ

一いろこ形（ガタ）といふこと形の事也いろはとも云ふ奥のこゝの事也奥の鱗（イロコ）のごとくなりこる形 ※ 三角（ミツカド）なる形それに似せて△ぬぎ式あるをいろこと云也

一小袖一重ねとは小袖二つの也但小袖の袖を通して重ぬ

陰ぬいあるすこの小袖を別ぬいとつみ重ぬるを云也

酌系記に云小袖なくなる生ものの中累小袖をかいこの芽うさぎすしを同ものゝ多むへ又書札并雑〻関書云小袖一重〻云は裕ハ不入ゆゑ小袖二の事也小袖ハいろ川ぬゆゝ重ねれは云〻色いゝ重ねいとハ一ぢ〻たゝ男子ほゝ重ねる事云也又酌系記に裕あゝ重ねるを裕

雑記三

二十六

無〻関書にあるせ式重ねるハ二つまでハあるまゝ〻ハ云〻裕

ある時ハ裕を小袖の内に袖を通重ぬる也裕ハ小袖幾重〻云

数ぬハ入ぬ也一重〻云小袖二つ続重ぬる也

一女はこ（ミキレ）ぬきの事尻切（ミキレ）とくふ衣服を裳ハ腰に巻也

冬ハ二重ぬ重ぬ易て鄙の袴を巻也

樋洗（スヽモ）あゝ云いやしき女の為の物也武家ハいやしく成

女ものゝ子ゆ也女官（ニョクハン）装束図式に云尻切（ミキレ）ハ雑仕（ザウシ）御樋

洗所（ヒヤウ）為也尻切（ミキレ）一色（黒赤）裏白袴（つよくそう）帯をぬぎ

の上に精好（ウルハ）の鄙の袴を為用裏ハこれを腰巻〻云表ゆす

き〻絵〻金銀いろ〻ゆ〻ゆ裏ゆき精好小袖

雑記三巻の名所えうう

雑記三巻ハ名所えうう

小袖ようるゆ

あゝ〻ゆ

りゝこを度〻あ

らるあり物式す

れゝ袖あの服へ

ありそえうきこ

五まうこの度き

ハ人〻しのゆ〻

ふゝあるまうる

へ〻

女房装束〻云ハ

しきぬ裏の紋ち

じの袴をあゝ巻

[illegible]左右ハ
勝不[illegible]引立て
右の勝[illegible]て引通
す右の[illegible]

のくるおりけ[illegible]肩[illegible]ぬ[illegible]て腰[illegible]あり（巻 貞丈云袴裏ニ用ヒシ物カ）
[illegible]
進[illegible]

一寶[illegible]と云物を小児の衣服のまへ[illegible]あしらふ付[illegible]古[illegible]
[illegible]事也寶つくしと云[illegible]古書[illegible]ある物あり近世ハ小袖
[illegible]の[illegible]祝ひ物[illegible]ふ必寶[illegible]用[illegible]也

一[illegible]海ハ上古夜ぶりて寢[illegible]物也[illegible]の物のごとく[illegible]あしく後[illegible]
出素[illegible]物也ふすまと[illegible]ふ字ハ衾[illegible]字也雅亮裝束抄[illegible]侍
[illegible]ふ海ハくさ[illegible]の[illegible]ちる袖くびあり（幅）[illegible]八尺又八の[illegible]五
[illegible]の物也くびの方（頸の方より）[illegible]ハくれ[illegible]の[illegible]ありいと[illegible]ふとくふより[illegible]
二[illegible]あ[illegible]て[illegible]ふ（針）[illegible]ぬふ也[illegible]れ[illegible]くび（頸の方）[illegible]

海[illegible]おもてあふ[illegible]のあやこ[illegible]ひとく[illegible]人なり[illegible]ハ林ふ
中[illegible]ふ[illegible]の[illegible]ありふすま海ハ袖あり[illegible]の[illegible]
四角[illegible]

一加川きの[illegible]

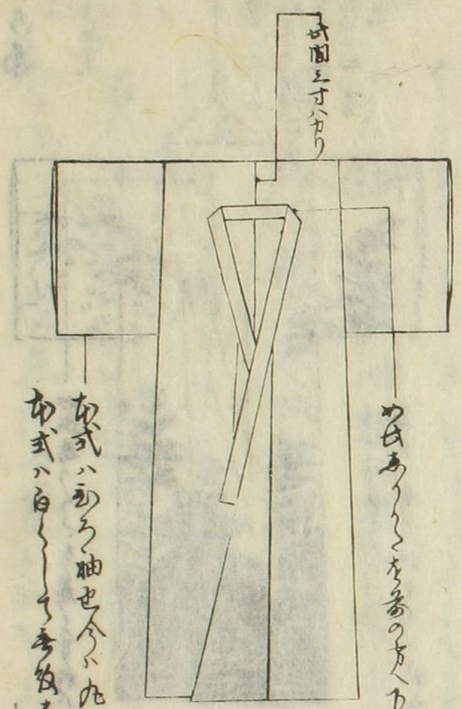

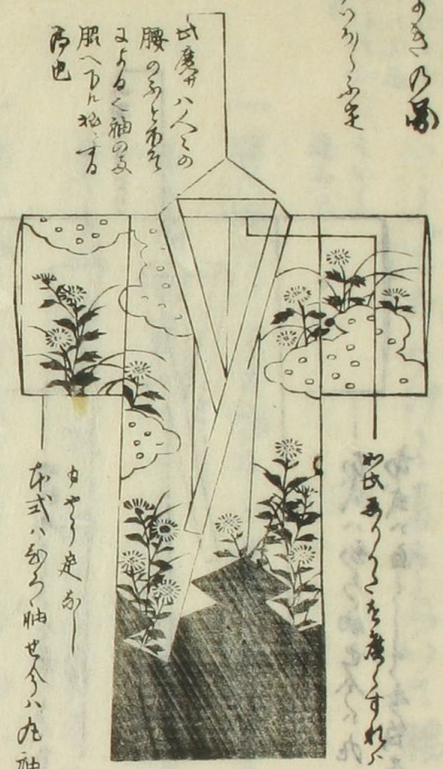

一うちをきの物ふ北もんをうけ初りより色る物也婚入を
記ふ〻ろ〻ろ〻り
一天子の御紋〻ろ事上方ハ〻〻事也源平の合戦の比ら
玉御幕ふ〻ふ菊桐の御紋を付給ふ〻〻ふ〻き欲菊桐ハ

元来ハ御装束の織紋ありそれを武家ハ定紋の如く御幕ゟ
も何ふも付ハ用ひ〻れ〻〻成〻〻黄櫨染と云御装束ハ桐
竹鳳凰麒麟の織紋あり赤色〻〻云御装束ハ桐竹の織紋
あ〻〻〻り又窠ハ中ゟハ葉の菊同菊カ〻〻草の織紋あり
凡人ハ紋ヲ道具のおろひ〻〻付ルハ人の物ゟまぎれぬ為〻天子の御物ハまぎる
ものゟあきく紋ゟ〻も仕世ゟ〻〻〻

ばまて織る也一幅の経糸七百六拾筋（二まるすると五百五十筋あるなり）
松細さうにてき布也右幾こだこと云ハ皆たて糸の分
量也一こだ孔ゆを一よこと云也糸数織へ返す時の間
也布の細きて薄きこふて織る也弓馬故実に云弓袋
の事中略布八十九と云布也さうあうい当世多くあき布
只孔布のうにてきを用へしと云
一御り色の袷と云ハ旧記に有御り色と云ハ経糸（タテ）と緯糸（ヌキ）と
色を変て御りこる也多くハ紅梅の類也紅梅（タテむら　さきヌキ）
紅条に聞書云織色の袷あるハ表と袖とをちがへて
云に御供故実に云袷の事に紹可然に近年御り色の

袷表ハ裏ハ表ハ御り色ハ孔あハせ黄
御制禁なれハ用る者代りあれ共如此表裏ハ
里表ハ御り色ハ用ゆる不可然に御り色と云ハ祝ひ
き内御り色ハ用
一ちぢみ紋と云ハ縮ちぢみ花と云ハ縮ちぢみ
云也縮しの花ハ赤き物なるを紅染るをつぶ花
と云也物をぶ孔てそめあずして不染にを紋いろぶり
そめるを法ちぢみ紋と云也うすき絹を用ゆるつぶ
がさふ孔如ち氏家ハ土佐ぶ
繪まあり歌につぶがさるとあり

良順衣裝次第云
つぶ花とハ
下際を先染るに
てうすく際て板
を上をこの染よ
ばていろへ多
をつかふ孔ゆ成ナ
レ共其地色ハ色
々アルベシ其上
ノ染タル形ワジ
カ花ナルヘシ

職人歌合ノ哥也
甘口寺ノ職人哥
合トハ別也

熊谷蓮性法師ガ
哥
古の嶺ゝ霞ゝ
ゝ
ゝ

色をつくゝりとる色をいろ〳〵あるを物うみとりとる也

一すり衣（コロモ）の事あるぶもぢすり花ぢり衣あるゝ歌みまよめり

是ハ板に草木花鳥あゞ形を彫刻（ホリキサ）して紅花のり板布に色〳〵そ形あゞ〳〵の上をすりて布のうを付るハ絹布のきぐうう

ぢり物也のりをあき〳〵と付置てその上に布又ハ絹あゞ

をりあてよりすり〳〵つゝ重ば木〳〵の形高〳〵なる也そ形を

藍（アイ）の葉又ハ色〳〵の花を絡（メイ）〳〵に布に包〳〵て布絹あゞ

面を摺重ば多木花多の強あ〳〵ハる也

一鳴ずりの事 盛衰記巻五小松教訓の条にアリ と云ハ鶴の形（スサキ）洲崎の形を前に記す

めゝすりとる也 今時節を崇るの為よりの事ハ〳〵

[illegible]

[illegible]

[illegible]